

地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書

平成25年度地方財政対策は、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業、地域の元気づくり事業の需要の積み上げや地方交付税の別枠加算が確保されたものの、通常収支分の地方交付税が削減されたところである。

緊急経済対策や大胆な「15か月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価せず、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを前提として地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受け、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも極めて問題である。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものである。国が地方公務員の給与削減を強制し、また、これを達成するための手段として、地方の固有財源である地方交付税を用いることは、地方自治の根幹に関わる重大な問題を有しており、看過できない。

よって、国会及び政府におかれては、地方分権の推進、地方税財源の確保、充実に逆行し、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に削減する、今回のような措置を二度と行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

魚津市議会